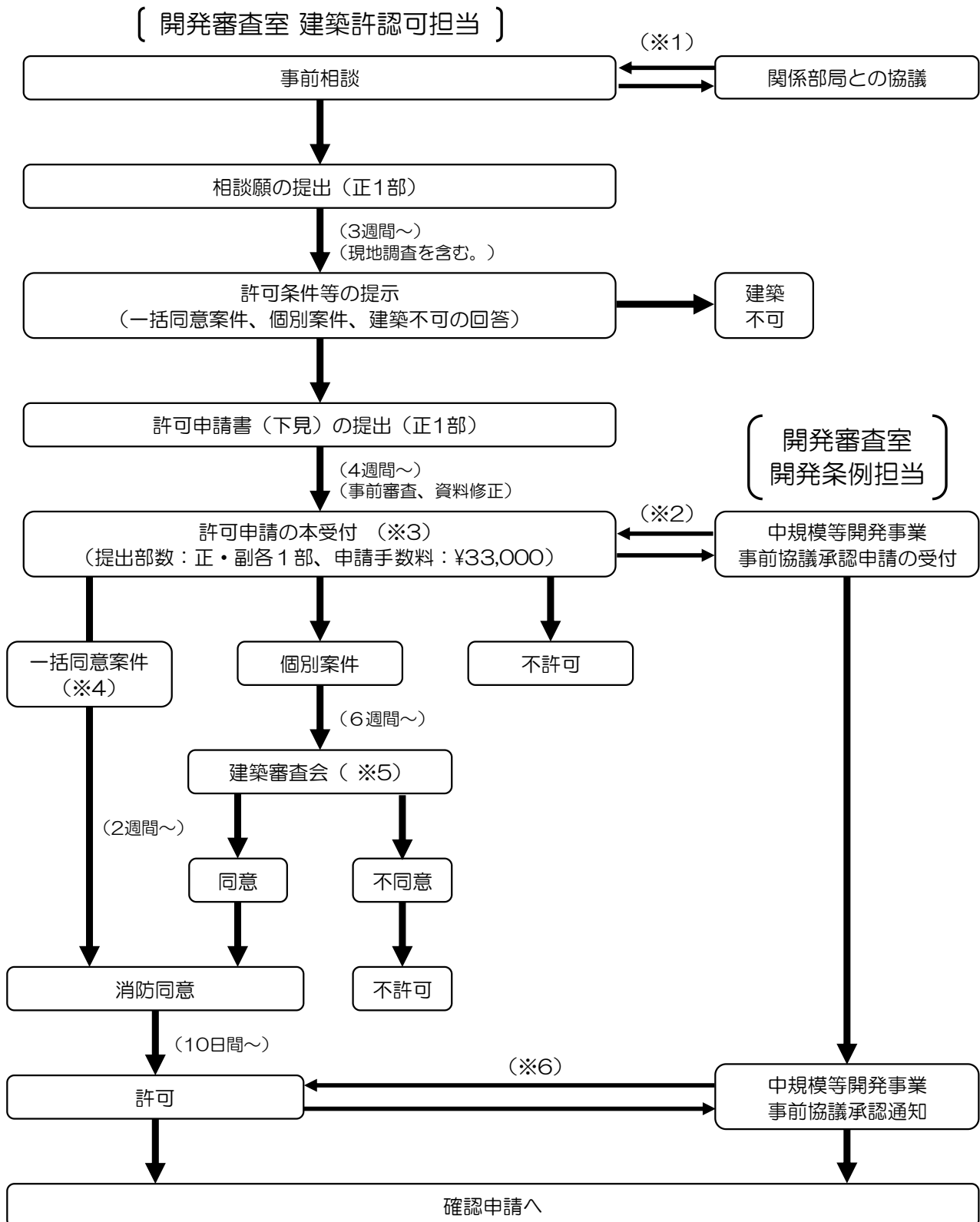


法第43条第2項第2号に規定する許可申請の流れ

(※申請期間はあくまで目安です。申請内容により期間は異なります。)



※1： 関係部局と協議が必要な事項については、適宜協議を行ってください。

※2： 中規模等開発事業事前協議申請の受付後に、許可申請の本受付を行ってください。

※3： 個別案件の場合、建築審査会開催日の6週間前までに下見の修正を全て終わらせた上で、許可申請の本受付を行ってください。

※4： 一括同意により、別途建築審査会への報告を行います。

※5： 建築審査会は月1回程度の開催を予定しております。

※6： 中規模等開発事業事前協議承認通知は法第43条第2項第2号に規定する許可と同時にあります。